○農林水産省告示第千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市桜形町字トバメキ一から一六まで、二の一、三の一、字寺沢一の一、一の二、二の一から二の三まで、三、四、五の二、六、七の一、七の二、八の一から八の三まで、字法方一七の三、二〇の一、二三、二四、二六の一、二六の三、二七、二八、字寺山一、一の一、二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字白谷一三〇四の一〇〇、一三〇四の一〇二、一三〇四の一〇七、一三〇四の一〇九、一三〇四の一一四、一三〇四の一一五、一三〇四の一一七、一三〇四の一一八、一三〇四の一一〇から一三〇四の一一五まで、一三〇四の一二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白谷一三〇四の一〇七・一三〇四の一一五・一三〇四の一一八・一三〇四の一二〇から一三〇四の一二四まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市千島町八八六、八八七の一、八九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字西ノ谷一一五四の一、一一五四の四から一一五四の六まで、一一五四の一六、一一五四の一七、一一五四の一九、一一五四の二二、一一五四の二三、一一五四の二五、一一五四の二八、一一五四の三〇、一一五四の三一、一一五四の五八から一一五四の六八まで、一一五四の七一から一一五四の九七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県長野市戸隠字勝負平九一〇の八、九一五から九一七まで、九二〇、九二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳六八〇一の二一、六八〇二の四四、六八〇二の四九、六八〇二の五〇、六八〇二の一〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳四六八五の一、四六八五の四、四六八五の六、四六八八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備